

大学機関別認証評価

自己評価書

令和4年6月

島根大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	5
	領域2 内部質保証に関する基準	12
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	29
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	36
	領域5 学生の受入に関する基準	42
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	50
	基準の判断 総括表	50
	法文学部	51
	教育学部	55
	人間科学部	59
	医学部	63
	総合理工学部	67
	生物資源科学部	71
	大学院人間社会科学研究所	75
	大学院教育学研究科	90

大学院医学系研究科

.....

106

大学院自然科学研究科

.....

110

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 島根大学
 (2) 所在地 島根県松江市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	法文学部、教育学部、人間科学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部
大学院課程	人間社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、自然科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部5、311人、大学院745人
教員数	専任教員数：492人、助手数：5人

2 大学等の目的

本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材像等の目標を示すため、「島根大学憲章」を定めている。

「島根大学憲章」

島根大学は、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、現代社会を担う高度な専門性を身につけた人材の養成を行う。

島根大学は、学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で、学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら、自ら主体的に学び、自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は、社会の要請に応え、地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は、教育・学修、研究、医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は、市民と連携・協力して、地域社会に生起する諸課題の解決に努め、豊かな社会の発展に寄与する。

4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は、地域における国際的な拠点大学として、アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け、価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって、国際社会の平和と発展に貢献する。

5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

島根大学は、真理探究の精神を尊び、学問の自由と人権を尊重するとともに、環境との調和を図り、学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は、学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い、機動的な運営を行う。

【学部】の目的

・法文学部

高い倫理観と豊かな教養を身につけるとともに、基礎的専門知識を有し、現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を探求し、解決することのできる創造的・実践的能力を有する人材、地域社会の中核を担う人材を育成することを目的とする。

・教育学部

幅広い教養と専門的知識及び教職への強い意欲と情熱を基礎とした、優れた教育実践力を有する教師の育成を目的とする。

・人間科学部

地域社会で生活する人々の心と体についてその仕組みを共感的かつ客観的に深く理解し、人々がその人らしく生きていけるよう支えることができる地域実践力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

・医学部

国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

・総合理工学部

理学・工学の分野間の連携を図って理工融合型の教育・研究を推進し、総合的視野をもった活力ある人材の育成を目指すとともに、新たな科学技術の開拓を通して、社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

・生物資源科学部

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を涵養すると共に、自ら主体的に学び、問題を解決できる能力を有する人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

【大学院】の目的

・人間社会科学研究科

広い視野と深く精緻な学識を培い、人間と社会について人文科学・社会科学に自然科学をも加えた幅広い学際的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養成することを目的とする。

・教育学研究科

専門分野に関する高度の専門的知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする。

- ・医学系研究科

医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。大学院教育を通して、自立して研究活動を行うのに必要な研究能力とその基礎となる学識を備えた研究者の育成を図るとともに、医療や看護に求められる高度な専門知識、技術ならびに研究能力と優れた人間性を兼ね備えた専門職業人の育成を目指す。

- ・自然科学研究科

博士前期課程は、科学・技術の発展と持続可能な社会の実現に俯瞰的・総合的視点から寄与できる創造性豊かな高度技術者・研究者及びグローバルな視野を持って地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

博士後期課程は、地域に根差し世界に開かれた大学院として、豊かな人間性と極めて高度な専門性、さらにはグローバルな感性を身につけ、高い課題発見能力と課題解決能力を持って社会に貢献する理学分野と工学分野の人材を育成することを目的とする。

3 特徴

島根大学は、第3期中期目標期間のスタートである平成28年度に「島根大学未来戦略（SMART20）」を策定し、地域に根差し地域社会から世界に発信する個性輝くオンリーワンの大学を目指してきた。

また、令和元年度にはSDGsを島根大学憲章に基づく行動指針として経営理念に落とし込んだ「SDGs行動指針」を策定し、持続可能な社会の構築に貢献すべく活動している。

さらに、令和2年3月には、第4期中期目標期間を見据えた令和3年度以降の本学独自の将来構想、中期的ビジョンを「島根大学ビジョン2021」として策定した。このビジョンを全てのステークホルダーとのエンゲージメントとして共有し、学長のリーダーシップのもと自律的かつ透明性の高い大学経営等を実践することにより、ビジョンの実現に向けて全学で取り組んでいる。

（教育）

- ・学生の学びの幅を広げる教育改革

専門分野を基盤とする知、広く世界と未来を俯瞰する視野や感性、そして社会のニーズに応えるスキルとデザイン力をもって、自ら主体的に考え、行動することにより新たな価値を創造できる人材を育成することを目標とし、学生の多様な興味関心に即して学ぶことのできる「特別副専攻プログラム」を展開している。例えば、高度な英語力を伸ばしつつ、グローバル社会に必要な資質を養成する「英語高度化プログラム」、島根県の恵まれた観光資源を活かした「観光教育プログラム」、実社会の場、特に島根県の主要産業の一つである金属関連分野などのものづくり産業で活躍することができる人材を育成することを旨とした「ものづくりプログラム」等11種のプログラムを展開している。

- ・数理・データサイエンス教育の全学展開

平成30年度から数理・データサイエンス教育を全学展開し、令和3年度に必修化した。また、地域の実データを用いた課題分析を行うなど、文系・理系を問わずSociety5.0に向けた基礎的素養を備えた人材を育成している。本学の教育プログラムは令和元年度にはリテラシーレベルの認定を受け、また、令和3年度には理工農学系の特定分野協力校に認定され、ものづくり産業を支えるIT人材育成プログラムを設計している。

- ・「学びのタネ」を評価する島根大学型育成入試の開発

好奇心や探究心に根ざした大学で学ぶ意欲を「学びのタネ」と名付け、知識だけでなく高校生の主体的な学び、高校時代の活動を評価する新たな総合型選抜「へるん入試」を導入した。このへるん入試では、出願前の面談会の実施、合格者に対する入学前教育を一連のサポートとして実施し、大学での学びに高い意欲を持つ学生の受入につなげている。

(研究)

・先端金属分野における研究拠点づくり

「次世代たたら協創センター」を中心として取り組んでいる地方大学・地域産業創生交付金事業において、今後需要が見込まれる航空機産業やモーター産業において欠かせない金属系の新素材に関する基盤研究と、製品開発までを見通した研究を推進している。これにより企業からの共同研究が約8倍（H30年度1,150万円からR3年度9,520万円）へ増加した。

・エスチュアリー研究センターによる汽水域研究の推進

平成29年度に汽水域研究センターからエスチュアリー研究センターに改組・改名し、研究特化型のセンターとしての機能強化を図り、日本のエスチュアリーに関する特集号を国際学術誌ECSS（Q1レベル）から令和元年度に出版した。「エスチュアリー」と「ラグーン」をキーワードとする分野検索では、国内138機関中、東京大学に次いで2位、上位1.4%水準であり、特色ある研究センターとして研究実績をあげている。

(地域貢献)

・地域連携プラットフォーム「しまね産学官人材育成コンソーシアム」の設立

COC+事業を発展させて設立した「しまね産学官人材育成コンソーシアム」では、島根県知事及び学長が共同代表を務め、県内全ての高等教育機関を含む県内11機関等がコストシェアを行いながら運営している。ここでは、地域振興を担う卒業生の県内定着を目指し、高大連携事業、学生と企業との交流会、企業と連携した教育プログラムなど、産学官が緊密に連携した取り組みを行っている。

なお、COC+事業では、先駆的に取り組んだ異業種交流会「しまね大交流会」が他地域へ波及したこと、教育プログラムの体系的編成とその実施、自治体等との連携と継続的発展が大きな効果とインパクトを示していると評価され、事後評価において最高評価である「S」評価を受けた。

・島大・地域ジョイント事業による組織対組織の地域貢献

包括連携協定を結ぶ自治体ごとに理事・副学長・部局長を責任者として置き、自治体の首長と協議を行い、両者のコストシェアのもの自治体の課題解決につながるプロジェクト、通称「じげおこしプロジェクト」を開始し、15市町村等と31件のプロジェクトを実施している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること</p>	<p>・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要</p>		
	<p>・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）</p>		
	<p>1-1-1-01 島根大学人間科学部（基本計画書）</p>		
	<p>1-1-1-02 島根大学大学院人間社会科学研究科（基本計画書）</p>		
	<p>1-1-1-03 自然科学研究科(設置計画)</p>		
	<p>1-1-1-04 総合理工学部(設置計画)</p>		
	<p>1-1-1-05 生物資源科学部(設置計画)</p>		
	<p>1-1-1-06 島根大学大学院自然科学研究科博士後期課程創成理工学専攻(D) 1（基本計画書）</p>		
	<p>1-1-1-07 教職大学院一本化</p>		
<p>1-1-1-08 医学系研究科コース名変更</p>	<p>・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料</p>		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

〔分析項目1-1-1〕【人間科学部H29.4新設】
高齢者等支援を必要とする人々を支えることはもちろん、それらの人々を取り巻く家族や地域社会の未来を担う子どもたちも含めて、コミュニティを構成するすべての人々がその人らしく生きることができ
る社会を構築していくことが、地域社会全体を創生していくことにつながる。
高齢化が深刻となっている島根県の課題を解決するために、地域社会で生活する人々の心と体についてその仕組みを共感的かつ客観的に深く理解し、人々がその人らしく生きていけるよう支えることができ
る地域実践力を身に付けた人材を育成することを目的とする文理融合型の人間科学部を設置した。

〔分析項目1-1-1〕【人間社会科学研究科R3.4.1新設】
経済的な成長だけではなく、精神的な豊かさや生活の質などが重視され、一人一人の人がその人らしく生きることができ
る社会の創成が求められている。また、我が国の外国人定住者及び外国人訪問者は
年々増加しており、多様な人々とコミュニケーションをとって問題解決をはかり、多様な人々が共生する社会を作ることのできる人材の養成も求められている。さらには、Society5.0において、人間がフィ
ジカルな空間とともにサイバー空間も活用して生活することが今後進行していく中、サイバー空間を使うことが困難な人たちも多くいることが予想され、新たな格差の出現などの社会問題が生じる可能性も
あり、情報技術や科学技術の発展に理解を有しながらも人文・社会科学に関する深い素養を持った人材が必要とされている。
このような時代背景を踏まえ、大学院修士課程人間社会科学研究科を設置した。

<p>〔分析項目1-1-1〕【自然科学研究科博士前期課程H30.4.1新設】 従来の総合理工学研究科は「非生物」を、生物資源科学研究科は「生物」を対象とした教育を行うという教育内容の棲み分けを行ってきたが、科学技術イノベーションを担う人材の育成が強く求められるようになった昨今の社会情勢下では、「生物」あるいは「非生物」の何れかに特化した革新的研究開発を行う人材だけでなく、2領域の枠にとられない広い視野を持って新たな分野を切り拓いていく人材の育成が必要となっている。 このことを踏まえ、総合理工学研究科博士前期課程と生物資源科学研究科修士課程を統合し、「生物」、「非生物」を包含した形の自然科学研究科博士前期課程を設置した。</p>
<p>〔分析項目1-1-1〕【総合理工学部H30.4.1改組】 地元企業へのアンケートにより、強化してほしい学問分野は、機械工学、電気電子工学、通信工学、情報工学、材料工学、及びソフト系IT分野が上位を占めた。これらのうち、材料工学の教育は「物質科学科」、「機械・電気電子工学科」、「建築・生産設計工学科」に分かれて行われており、教育内容も学科間で重なっているため、材料工学の教育体制の整備が必要となった。また、「数理・情報システム学科」で行われている数理学と情報科学の教育は、それぞれがより広い他分野との融合により新たな社会を構築するための基盤となることが強く求められている。さらに、地域産業界・自治体の要請及びミッション再定義の結果を踏まえた教育体制の再検討が必要であった。 上記の課題に応えるとともに、同時に新設する自然科学研究科博士前期課程と総合理工学部及び生物資源科学部の教育コースを1対1に対応させる形で改組を行った。</p>
<p>〔分析項目1-1-1〕【生物資源科学部H30.4.1改組】 食料の安全性と品質の向上や持続性の高い食料生産の実現、森林・水・土環境の保全・修復、生命現象の解明とその応用技術の開発や機能性食品・医薬品開発などの領域で、農学系“理工系グローバル人材”の養成が強く要請されている。特に山陰地域のニーズとして食品製造業、ヘルスケア産業、6次産業化分野に資する人材の育成が強く求められている。また、環境分野においても、人類の持続的・社会的・持続的生産性の維持という大きな課題のもと、農産物の生産基盤を維持する環境保全が重要な側面である。本学に近接する汽水域などの地域的な環境から、森・里・海という一連の広域的な生態的視野、加えて持続的生産性の向上とそれを支える生産基盤という課題を解決する人材養成が必要である。 上記の課題に応えるとともに、同時に新設する自然科学研究科博士前期課程と総合理工学部及び生物資源科学部の教育コースを1対1に対応させる形で改組を行った。</p>
<p>〔分析項目1-1-1〕【自然科学研究科博士後期課程R2.4.1新設】 総合理工学研究科は「非生物」を、生物資源科学研究科は「生物」を対象とした教育を行うという教育内容の棲み分けを行ってきたが、科学技術イノベーションを担う人材の育成が強く求められるようになった昨今の社会情勢下では、「生物」あるいは「非生物」の何れかに特化した革新的研究開発を行う人材だけでなく、2領域の枠にとられない広い視野を持って新たな分野を切り拓いていく人材の育成が必要となっている。 このことを踏まえ、平成30年度に総合理工学研究科博士前期課程と生物資源科学研究科修士課程を統合し、「生物」、「非生物」を包含した形の自然科学研究科博士前期課程を設置したが、総合理工学研究科博士後期課程は依然として「非生物」に特化した教育組織として残っていた。 この状況を改善し、科学技術イノベーションを担う博士人材の育成という社会からの要請に応えるため、「生物」、「非生物」を包含した研究科を設置した。</p>
<p>〔分析項目1-1-1〕【教育学研究科R3.4.1改組】 現代社会・地域社会の有する教育課題を解決することのできる高度の専門的能力及び優れた資質を有する教師を輩出するとともに、山陰地域における教育力の向上に貢献するため、多様な資質・能力（強み）を有する教師の養成・研修等の更なる機能強化が必要とされていた。 これらの要望に応え、常に教育目標（養成像）を探究・共有し、山陰地域の学校教育現場が有する教育課題に対応することができる高い総合力を有した「学び続ける教師」「スクールリーダー」を養成するため、教育学研究科を現行の教育実践開発専攻（教職大学院）と臨床心理専攻（修士課程）の2専攻体制から、教育実践開発専攻（教職大学院）のみの1専攻体制とした。</p>
<p>〔分析項目1-1-1〕【医学系研究科医科学専攻博士課程R3.4.1コース名変更】 島根大学医学部附属病院に、「総合診療医センター」を設置することに伴い、総合的な診療能力を持つ医師の育成を目的に、令和3年度より医科学専攻博士課程の「地域医療指導者育成コース」を「総合診療・地域医療コース」に名称変更した。 「総合診療・地域医療コース」では、総合診療医としての高度な専門知識・技能を有するとともに国際的視野とリサーチマインドを備え、将来、総合診療あるいは地域医療の担い手を指導・養成することができるリーダー（指導者）を育成する。</p>

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析番号1-2-1】大学設置基準に照らした必要な教員数の配置については、不測の事態により5月1日時点における看護学科の教授が1名不足（死去）している状態となっているが、外部講師への依頼、他の教授による分担により学生教育への影響はない。また、後任補充に向けた準備を進めているところである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【分析項目1-2-2】教員人事計画及び「教員の新規採用に関する取り扱い」を策定し、教員の新規採用にあたっては、若手教員、女性教員及び外国人教員の採用を原則として実施し、女性教員の積極的な採用を進めるほか、女性研究者支援のために以下の取組を推進し、第3期中期目標期間中の女性教員比率はH28年度19.7%からR3年度22%へ向上した。 ・ 女性研究者支援のためのネットワーク「しまね女性研究者ご縁ネット」を設立し、研究分野や年代を超えた研究交流を図った。平成30年度には「SANIN女性研究者ご縁ネット」と改め、対象者を拡大し、毎月1回ミーティングを開催し、研究力向上を目的とした意見・情報交換を行った。 ・ 令和元年7月に科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」の採択を受け、これまでの男女共同参画推進室を機能拡充した「ダイバーシティ推進室」を中心に、女性プロジェクトリーダー育成のための研究費助成を行った。			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 島根大学学則		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則		
	1-3-1-03 島根大学管理学則		
	1-3-1-04 島根大学学術研究院規則		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 島根大学学則		再掲
	1-3-1-02 島根大学大学院学則		再掲
	1-3-1-03 島根大学管理学則		再掲
	1-3-1-04 島根大学学術研究院規則		再掲
・ 責任者の氏名が分かる資料			
1-3-1-05 教員組織及び教育組織責任者一覧			

<p>[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）</p> <p>1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧_0627修正</p> <p>・教授会等の運営規定等</p> <p>1-3-2-01 島根大学法文学部教授会規則</p> <p>1-3-2-02 島根大学教育学部教授会規則</p> <p>1-3-2-03 島根大学人間科学部教授会規則</p> <p>1-3-2-04 島根大学医学部教授会規則</p> <p>1-3-2-05 島根大学総合理工学部教授会規則</p> <p>1-3-2-06 島根大学生物資源科学部教授会規則</p> <p>1-3-2-07 島根大学大学院人文社会科学研究科教授会規則</p> <p>1-3-2-08 島根大学大学院人間社会科学研究科教授会規則</p> <p>1-3-2-09 島根大学大学院教育学研究科教授会規則</p> <p>1-3-2-10 島根大学大学院医学系研究科教授会規則</p> <p>1-3-2-11 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻博士課程委員会規程</p> <p>1-3-2-12 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻博士課程小委員会規程</p> <p>1-3-2-13 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻修士課程委員会規程</p> <p>1-3-2-14 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻修士課程小委員会規程</p> <p>1-3-2-15 島根大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程</p> <p>1-3-2-16 島根大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程</p> <p>1-3-2-17 島根大学大学院自然科学研究科教授会規則</p> <p>1-3-2-18 島根大学大学院自然科学研究科代議員会規程</p> <p>1-3-2-19 島根大学大学院総合理工学研究科教授会規則</p>		
<p>[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）</p> <p>1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p> <p>・運営規定等</p> <p>1-3-3-01 国立大学法人島根大学教育研究評議会規則</p> <p>1-3-3-02 会議の効率的な開催について（申合せ）</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析番号1-3-1】学長のリーダーシップのもとに、教育課程の編成及び学内資源の再配分を全学的視点で柔軟かつ迅速に進めるために、現行の教育研究組織を教育組織（学部・研究科）と教員組織（学術研究院）に分離した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人島根大学教育研究評議会規則		再掲
	2-1-1-01 内部質保証に関する規程		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-02 内部質保証に関する規程に係る説明図		
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人島根大学教育研究評議会規則		再掲
	2-1-1-01 内部質保証に関する規程		再掲
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	2-1-2-01 教学マネジメント委員会規程		
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の意義で作成されたもの）		
	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-3-01 施設・設備整備委員会規程		
	2-1-3-02 ICT環境整備専門委員会申合せ		
2-1-3-03 附属図書館整備専門委員会申合せ			
2-1-3-04 学生支援委員会規程			
2-1-3-05 入学者受入委員会規程			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

<p>【分析項目2-1-1】教育課程、学生支援、学生受入、施設・設備（情報関連施設設備及び及び図書館を含む）に関し、それぞれ「教学マネジメント委員会」「学生支援委員会」「学生受入委員会」「施設・設備整備委員会」で総括的な検討、自己点検・評価結果を実施している。 また、中期計画・年度計画や、島根大学ビジョン2021を達成するための実行計画に関する自己点検・評価は、学長室のもとに置く「大学戦略企画会議」を中心に実施し、改善案や今後の計画方針を策定している。 これらの自己点検・評価結果や計画方針などの重要事項について、執行会議で調整を行った上、教育研究評議会で審議を行っている。</p>			
<p>【分析項目2-1-2】教育研究上の基本組織には部局責任者を置き、各教育課程の質保証に関し責任を持っている。各教育課程に関する自己点検・評価は、教育・学生支援担当副学長が委員長である「教学マネジメント委員会」において行い、その結果をもとに、教育研究評議会において内部質保証に関する審議を行っている。</p>			
<p>【分析項目2-1-3】施設・設備に関する自己点検・評価については、ICT環境や図書整備に係る点検・評価も含んでおり、専門的な調査等が必要なことから、「施設・設備整備委員会」のもとに置く「ICT環境整備専門委員会」「附属図書館整備専門委員会」において調査等を行ったのち、大学経営・財務担当理事が委員長である「施設・設備整備委員会」において自己点検・評価を行っている。その結果をもとに教育研究評議会において内部質保証に関する審議を行っている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-2-1-01 島根大学教学マネジメント方針		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-2-01 島根大学アセスメントプラン		
	2-2-2-02 「島根大学アセスメントプラン」に基づく自己点検・評価実施要領 令和3年度実施用		
	2-2-2-03 自己点検・評価報告様式【学部（学科）】		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-2-2-04 自己点検・評価報告様式【研究科】		
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 内部質保証に関する規程		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-2-3-01 「内部質保証に関する規程」に基づく学生受入に関する自己点検・評価実施要領一令和3年度実施用一（非公表）		
	2-2-3-02 施設・設備に関する自己点検・評価シート		
	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-4-01 教育における内部質保証のための関係者からの意見聴取に関する申合せ		
	2-2-4-02 入学時調査の実施		
	2-2-4-03 オンライン授業についての学生満足度調査の実施		
2-2-4-04 令和3年度前期授業評価アンケートの実施			
2-2-4-05 令和3年度後期授業評価アンケートの実施			
2-2-4-06 卒業生・修了生調査の実施			

	2-2-4-07 平成30年度学生満足度調査について		
	2-2-4-08 施設の有効活用に関する規程		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 内部質保証に関する規程		再掲

[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 内部質保証に関する規程		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類 2-1-1-01 内部質保証に関する規程		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-2-3] 学生支援に関する自己点検・評価の実施時期、評価方法は、「令和3年度学生支援に関する自己点検・評価書」のとおり、学生支援委員会において6つの評価項目、3段階の評価基準を定め、同委員会を実施主体として令和4年5月に評価を実施し、学生支援に係る自己点検・評価を行った。			
[分析項目2-2-5] 内部質保証に体制において中核となる教育研究評議会においては、第3期目標期間中の教育研究状況の評価結果を検証し、各教育課程の責任者と共有、対応策を提案するなど、自己点検・評価結果及び外部評価を踏まえた対応措置を決定している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 法文学部3ポリシー		
	2-3-1-02 教育学部3ポリシー		
	2-3-1-03 令和4年度教育学部履修の手引	P33	
	2-3-1-04 成績分布に偏りがある科目への対応（申し合わせ）及び令和3年度成績分布表（非公表）		
	2-3-1-05 教育学部における成績評価に対する不服申し立てに関する取扱要領		
	2-3-1-06 令和3年度山陰教師教育コンソーシアム連携協力推進協議会資料		
	2-3-1-07 令和3年度学校現場概論ポスター		
	2-3-1-08 人間科学部3ポリシー		
	2-3-1-09 シラバス		
	2-3-1-10 成績評価の分布について（人間科学部）（非公表）		
	2-3-1-11 人間科学部における成績評価に対する不服申し立てに関する取扱要項		
	2-3-1-12 医学部3ポリシー		
	2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		
	2-3-1-14 医学部における成績評価分布のガイドライン		
	2-3-1-15 医学部第8回試験問題評価専門部会(非公表)		
	2-3-1-16 総合理工学部3ポリシー		
	2-3-1-17 総合理工学部教務委員会資料（成績分布表）（非公表）		
	2-3-1-18 成績分布に偏りがある授業科目への対応へについての申合せ（総合理工学部）		
	2-3-1-19 戦略的経費実施計画書		
	2-3-1-20 総合理工学部ピアサポートプログラムについて		
	2-3-1-21 生物資源科学部3ポリシー		
	2-3-1-22 生物資源科学部における成績評価基準		
	2-3-1-23 生物資源科学部教育委員会資料（成績分布の偏りについて）（非公表）		
2-3-1-24 生物資源科学部における成績評価に係る不服申し立てに関する取扱要項			
2-3-1-25 人間社会科学部研究科3ポリシー			

2-3-1-26 令和2年度履修の手引（教育学研究科）	P49	
2-3-1-27 学位規則教育学研究科細則		
2-3-1-28 令和4年度教育学研究科履修の手引	P17, P64	
2-3-1-29 令和3年度教育学研究科臨床心理専攻、人間社会科学研究科臨床心理学専攻会議事録（非公表）		
2-3-1-30 教育学研究科における成績評価に対する不服申し立てに関する取扱要領		
2-3-1-31 教育学研究科3ポリシー		
2-3-1-32 成績評価の分布表（教育学研究科）（非公表）		
2-3-1-33 教職大学院における各授業科目の成績評価の点検に関するガイドライン		
2-3-1-34 医学系研究科3ポリシー		
2-3-1-35 大学院医学系研究科における成績評価に関する申合せ		
2-3-1-36 看護学専攻・医科学専攻成績評価分布表（非公表）		
2-3-1-37 大学院医学系研究科医科学専攻博士課程委員会資料		
2-3-1-38 医学部教授会資料		
2-3-1-39 自然科学研究科前期3ポリシー		
2-3-1-40 自然科学研究科後期3ポリシー		
2-3-1-41 大学院自然科学研究科における授業実施と成績評価に関する申合せ		
2-3-1-42 成績評価の分布（自然科学研究科博士前期）（非公表）		
2-3-1-43 成績評価の分布（自然科学研究科博士後期）（非公表）		
2-3-1-44 人間社会科学研究科における教育の内部質保証に関する申合せ		
2-3-1-45 人間社会科学研究科学生の修了の認定に関する申合せ		
2-3-1-46 大学院教育学研究科カリキュラムマップ		
2-3-1-47 大学院教育学研究科カリキュラムツリー		
2-3-1-48 自然科学研究科カリキュラムマップ		
2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則		
2-3-1-50 アドミッションポリシー（入学者受入方針）		
2-3-1-51 「教育に関する情報公表の状況」の改善状況等		
2-3-1-52 大型装置に関する固定資産台帳		
2-3-1-53 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（職位別）		
2-3-1-54 地域工学教育コースのシラバス作成ガイドライン		

	2-3-1-55 修正を行った該当科目のシラバス		
	2-3-1-56 修正を行った該当科目のシラバス		
	2-3-1-57 助教が担当している講義科目とそのフォロー体制図		
	2-3-1-58 地域工学教育コースにおいて改訂を行った規則群		
	2-3-1-59 該当事項の改定を行った教育・研究評議会の資料		
	2-3-1-60 大学院教育学研究科規則		
	2-3-1-61 教育学研究科シラバス		
	2-3-1-62 教職大学院パンフレット		
	2-3-1-63 入試説明会資料		
	2-3-1-64 令和4年度教職大学院（入試）の入試説明会について		
	2-3-1-65 HPやSNSによる広報戦略資料		
	2-3-1-66 修了生の集い資料		
	2-3-1-67 2021年度学生実習時間数		
	2-3-1-68 2021年度「フィールドリサーチI」に係る調査（学部新卒学生対象のアンケート）		
	2-3-1-69 2021教育活動評価委員からの評価のまとめ		
	2-3-1-70 小・中学校長会での説明資料		
	2-3-1-71 教職大学院の特別専任教員に関する申合せ		
	2-3-1-72 山陰教員研修センター活用事例（教職大学院）		
	2-3-1-73 附属学園サテライト教室、鳥取サテライト教室、浜田サテライト教室の利用実績		
	2-3-1-74 一貫プログラムちらし		
	2-3-1-75 成果報告会資料		
	2-3-1-76 「教育活動評価委委員会の概要」及び「協議及び評価委員からの意見等」		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-2-01 令和3年度教育課程に関する自己点検・評価書 2-3-2-02 令和3年度施設・設備に関する自己点検・評価書 2-3-2-03 令和3年度学生支援に関する自己点検・評価書 2-3-2-04 令和3年度学生の受入に関する自己点検・評価書		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-3-01 平成28年度前期授業評価アンケート結果について 2-3-3-02 平成28年度後期授業評価アンケート結果について		

2-3-3-03 平成28年度卒業生修了生調査の集計結果について（非公表）		
2-3-3-04 平成29年度前期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-05 平成28年度卒業生追跡調査概要について		
2-3-3-06 平成29年度後期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-07 平成29年度在学生調査結果（速報値）について		
2-3-3-08 平成29年度在学生調査結果について		
2-3-3-09 平成30年度前期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-10 平成30年度後期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-11 平成29年度卒業生追跡調査結果について		
2-3-3-12 平成30年度教員アンケート結果について		
2-3-3-13 平成30年度在学生調査結果における分析結果について		
2-3-3-14 令和元年度前期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-15 令和元年度後期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-16 令和元年度在学生アンケートの結果について		
2-3-3-17 令和2年度前期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-18 令和2年度後期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-19 令和3年度コロナ禍におけるオンライン授業と対面授業に関するアンケート結果について		
2-3-3-20 令和3年度在学生調査の結果について		
2-3-3-21 令和3年度前期授業評価アンケート結果について		
2-3-3-22 卒業生追跡調査の結果報告（2016年度）		
2-3-3-23 卒業生追跡調査の結果報告（2017年度）		
2-3-3-24 卒業生追跡調査の結果報告（2018年度）		
2-3-3-25 卒業生追跡調査の結果報告（2019年度）		
2-3-3-26 平成30年度学生生活満足度調査報告書		
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書	
	2-3-4-01 島根大学教職大学院認証評価結果	
	2-3-4-02 JABEE認定審査結果報告書 総合理工学部物質科学科（機能材料化学コース）	

	2-3-4-03 JABEE認定審査結果報告書 総合理工学部物質科学科（物理系コース）		
	2-3-4-04 JABEE認定審査結果報告書 生物資源科学部地球資源環境学科		
	2-3-4-05 JABEE認定審査結果報告書 生物資源科学部地域環境科学科		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類			
	2-1-1-01 内部質保証に関する規程		再掲	
	2-4-1-01 大学戦略企画会議要項			
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料	2-4-1-02 理系大学院・理系学部の改組について		
	2-4-1-03 国立大学法人島根大学役員会（第302回）<議事要録>			
	2-4-1-04 第145回教育研究評議会議事要録			
	2-4-1-05 自然科学研究科博士後期課程の設置について			
	2-4-1-06 自然科学研究科博士後期課程の設置について			
	2-4-1-07 国立大学法人島根大学役員会（第335回）<議事要録>			
	2-4-1-08 第167回教育研究評議会議事要録			
	2-4-1-09 人間社会科学研究科の設置について			
	2-4-1-10 人間社会科学研究科の設置について			
	2-4-1-11 国立大学法人島根大学役員会（第347回）<議事要録>			
2-4-1-12 第177回教育研究評議会議事要録				

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【分析項目2-4-1】社会の変化に対応できる教育研究組織整備として、1つの領域にとらわれず、学際的な視点を持つことで新たな価値を創造できる人材育成を目指す大学院の設置構想を推進し、平成30年度に設置した自然科学研究科に続いて、令和3年度には人間社会科学研究科を設置した。このことにより、大学院は、「人間社会科学研究科」「医学系研究科」「自然科学研究科」「教育学研究科（教職大学院）」として整理した。人間社会科学研究科は、従来設置していた人文社会科学研究科の改組にとどまらず、人文科学・社会科学に自然科学・医学の分野を加え、学際的な視点に立ち、応用力・実践力を身に付けることを目指す研究科として新設した。本研究科には「社会創成専攻」と「臨床心理専攻」の2専攻が置かれ、初年度は社会創成専攻では募集人員15名に対して24名、臨床心理専攻では募集人員10名に対して19名の志願があったうえに、入学辞退者も出ず、意欲の高さがうかがえたほか、志願者のうち島根県在住者が7割を占め、地域が求める人材育成の拠点としてスタートを切っている。また、地域の特色・強みである「材料」分野における産業変革を先導する拠点として、県内の産業振興を図り、島根創生に資することを旨とした工学系の新学部設置による取組構想が、令和4年6月に特例的な定員増（「魅力ある地方大学の実現に資する国立大学の定員増」（入学定員40名増員））に選定された。

【改善を要する事項】

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 学術研究院人文社会科学系教員選考細則（R2年12月17日一部改正）（非公表）		
	2-5-1-02 学術研究院教育学系教員選考基準（R2年12月23日改正）（非公表）		
	2-5-1-03 学術研究院会議人事選考部会教員昇任基準 教育学系（非公表）		
	2-5-1-04 人間科学系に所属する教員の選考基準等に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-05 人間科学部昇任基準（非公表）		
	2-5-1-06 島根大学医学部教員業績評価委員会設置要項（非公表）		
	2-5-1-07 学術研究院医学・看護学系における教員の昇任基準について（非公表）		
	2-5-1-08 学術研究院理工学系、環境システム科学系及び農生命科学系における教員の昇任基準について（非公表）		
	2-5-1-09 総合理工学部担当資格審査基準（理工学系）（R2年9月16日一部改正）（非公表）		
	2-5-1-10 自然科学研究科博士前期課程担当資格審査基準（理工学系）（R3年3月17日一部改正）（非公表）		
	2-5-1-11 自然科学研究科博士後期課程担当資格審査基準（理工学系）（R2年12月23日制定）（非公表）		
	2-5-1-12 生物資源科学部担当資格審査基準（農生命科学系）（非公表）		
	2-5-1-13 自然科学研究科博士前期課程担当資格審査基準（農生命科学系）（非公表）		
	2-5-1-14 自然科学研究科博士後期課程担当資格審査基準（農生命科学系）（非公表）		
	2-5-1-15 総合理工学部担当資格審査基準（環境システム科学系）（非公表）		
	2-5-1-16 生物資源科学部担当資格審査基準（環境システム科学系）（非公表）		
	2-5-1-17 自然科学研究科博士前期課程担当資格審査基準（環境システム科学系）（R3年3月17日一部改正）（非公表）		
2-5-1-18 自然科学研究科博士後期課程担当資格審査基準（環境システム科学系）（R3年12月23日一部改正）（非公表）			
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-19 学術研究院人文社会科学系業績審査委員会規程（R4年3月22日一部改正）（非公表）			
2-5-1-20 学術研究院教育学系教員選考規程（R2年12月23日改正）（非公表）			

2-5-1-21 学術研究院人間科学系業績審査委員会規程（非公表）		
2-5-1-22 【学系会議審議用】教員資格審査申請書（非公表）		
2-5-1-23 「人事選考・資格審査報告書」, 「大学院担当資格審査報告書」, 「個人調書」, 「教育研究業績書」の書式についての申し合わせ（H30年8月20日改正）（非公表）		
2-5-1-24 教員の個人調書、教育研究業績書の書式についての申し合わせ【H30年7月25日制定】（非公表）		
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
2-5-1-25 理工学系選考資料（R3年9月16日人事労務課提出）（非公表）		
2-5-1-19 学術研究院人文社会科学系業績審査委員会規程（R4年3月22日一部改正）（非公表）		再掲
2-5-1-20 学術研究院教育学系教員選考規程（R2年12月23日改正）（非公表）		再掲
2-5-1-21 学術研究院人間科学系業績審査委員会規程（非公表）		再掲
2-5-1-22 【学系会議審議用】教員資格審査申請書（非公表）		再掲
2-5-1-23 「人事選考・資格審査報告書」, 「大学院担当資格審査報告書」, 「個人調書」, 「教育研究業績書」の書式についての申し合わせ（H30年8月20日改正）（非公表）		再掲
2-5-1-24 教員の個人調書、教育研究業績書の書式についての申し合わせ【H30年7月25日制定】（非公表）		再掲

[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 教員業績評価に関する規程（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	2-5-2-02 教員業績評価基準（非公表）		
	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 教員業績評価処遇反映のためのガイドライン（非公表）		
	2-5-3-02 年俸制適用職員の業績年俸の支給に関する要項（非公表）		
	2-5-2-01 教員業績評価に関する規程（非公表）		再掲
	2-5-2-02 教員業績評価基準（非公表）		再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 教員業績評価に関する規程（非公表）		再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	2-5-2-02 教員業績評価基準（非公表）		再掲
	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 事務組織規則</p>		
	<p>2-5-5-02 国立大学法人島根大学組織図（法人組織／ガバナンス体制）</p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-03 グループ制の概要（総務部情報推進課）</p>		
	<p>2-5-5-04 グループ制の概要（松江地区学部等事務部総務課）</p>		
	<p>2-5-5-05 グループ制の概要（松江地区学部等事務部運営管理課）</p>		
	<p>2-5-5-06 職員配置状況表（医学部事務部総務課）</p>		
<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置や T A 等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>			
<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		再掲	
<p>[分析項目 2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6）</p>		
	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・ T A 等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-6-01 ティーチングアシスタント実施要項</p>		
	<p>2-5-6-02 T A 研修会資料</p>		
	<p>2-5-6-03 English ver.workshop for TA</p>		
<p>2-5-6-04 島根大学で学修指導を担当するみなさんへ-TA・ピアサポーターハンドブック-</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

【分析項目2-5-6】学生同士で学びを支援する体制を強化・拡充するため、履修計画の支援（法文学部・人間科学部）、演習・実習系授業の支援（教育学部・医学部）、必修授業等の授業時間外の学修支援（総合理工学部・生物資源科学部）、附属図書館の利用支援等、各学部で上級生が下級生を支援する体制「正課ピアサポートプログラム」を構築している。中でも、学生が職員と協働しながら図書館サービスの改善を目指した「図書館コンシェルジュ」の活動は、島根大学の図書館活動だけでなく、他大学との連携で「大学図書館の学生協働交流シンポジウム」を全国に波及させたことが高く評価され、平成30年度に国立大学図書館協会賞を受賞した。

【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表 3-1-1-01 財務諸表（令和3年度）		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 監査報告書（監事）		
	3-1-1-03 監査報告書（会計監査人）		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料(乖離理由)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01_役員会規則		
	3-2-1-02_経営協議会規則		
	1-3-3-01_国立大学法人島根大学教育研究評議会規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2_法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 事務組織規則		
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-02 組織図（R4年4月1日現在）		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 監事監査規程		
	3-5-1-02 役員規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和3監査年度監事監査計画（非公表）		
	3-1-1-02 監査報告書（監事）		再掲
	3-5-1-05 監事監査監査結果報告書（令和3監査年度第1期）（非公表）		
	3-5-1-06 監事監査監査結果報告書（令和3監査年度「第3期中期計画及び令和3年度計画」）（非公表）		
	3-5-1-07 監事監査監査結果報告書（令和3監査年度第2期）（非公表）		
	3-5-1-08 監事監査監査結果報告書（令和3監査年度第3期）（非公表）		
・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果			
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 監査計画概要書（令和3年度）（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
3-5-2-02 独立監査人の監査報告書（非公表）			
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 内部監査規程		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 内部監査規程		再掲
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
3-5-3-02 内部監査報告書（令和3監査年度 第1期・第2期）（非公表）			
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和3事業年度独立監査人の監査報告について		
	3-5-4-02 監査結果概要書（令和3年度）（非公表）		
	3-5-4-03 会計監査人と学長との意見交換会について		
	3-5-2-01 監査計画概要書（令和3年度）（非公表）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況 4-1-3-01 耐震化の状況と課題（本学キャンパスマスタープランより抜粋） 4-1-3-02 老朽化の状況（本学インフラ長寿命化計画より抜粋） 4-1-3-03 インフラ長寿命化計画の基本的な考え方（本学インフラ長寿命化計画より抜粋） 4-1-3-04 バリアフリー整備の現状と課題（本学キャンパスマスタープランより抜粋） 4-1-3-05 防災マップ（防犯カメラ設置状況を含む）（本学キャンパスマスタープランより抜粋） 4-1-3-06 施設実態調査配置図（外灯設置状況）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和3年度「学術情報基盤実態調査」回答		
	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編 島根大学附属図書館） 4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（大学図書館編 附属図書館医学図書館）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生相談室規程		
	4-2-1-02 医学部学生相談室規程		
	4-2-1-03 教育・学生支援本部学生支援センター規程		
	4-2-1-04 教育・学生支援本部保健管理センター規程		
	4-2-1-05 教育・学生支援本部障がい学生支援室規程		
	4-2-1-06 教育・学生支援本部大学教育センター規程		
	・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-07 ハラスメント対策規程		
	4-2-1-08 ハラスメント対応委員会要領		
	4-2-1-09 ハラスメント相談要領		
	・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
4-2-1-10 学生生活案内2021			
・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
4-2-1-11 学生相談件数一覧			
4-2-1-12 就職相談件数一覧			
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 外国人留学生の生活マニュアル		
	4-2-3-02 外国人留学生生活実態調査結果		
4-2-3-03 チューター活動報告			

<p>[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針		
	4-2-4-02 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則		
	4-2-4-03 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項		
	4-2-4-04 島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項		
	4-2-4-05 障がいのある学生の修学支援に関する要項の運用について		
	4-2-4-06 障がい学生修学支援委員会要項		
	4-2-4-07 障がい学生修学支援委員会要項に関する申合せ		
4-2-4-08 障がい学生支援室令和2年度年報（5年間の評価報告書）			

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 令和3年度経済的學生支援実績一覧		
	4-2-5-02 授業料免除制度（HP）		
	4-2-5-03 入学料免除・入学料徴収猶予制度（HP）		
	4-2-5-04 奨学金（HP）		
	4-2-5-05 授業料奨学融資制度（HP）		
	4-2-5-06 大学案内		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-01 令和3年度経済的學生支援実績一覧		再掲
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-07 支援基金規程		
	4-2-5-08 支援基金取扱要項		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-09 授業料等免除及び徴収猶予規則		
	4-2-5-10 大学院授業料等免除及び徴収猶予規程		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-11 学寮規則		
	4-2-5-12 令和3年度島根大学学生寮募集要項		
4-2-5-13 入寮者数			
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-01 令和3年度経済的學生支援実績一覧		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
4-2-1相談・助言体制等一覧において、総合的相談件数が4,000件以上となっているが、これは令和3年度の各月毎の相談件数の延べ人数である。島根大学では学生が相談し易い環境を整備し、学生相談室において総合的相談を実施した結果、一次的相談窓口として学生生活全般に関する相談、カウンセリング、心理テストなどを実施している。これらの相談は、二次的な専門相談に入る前の段階から幅広く相談対応を行っているものである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>【分析項目4-2-4】 学生に対してノートテイクや手話等についての研修を開催し、学生サポーターを養成することで障害のある学生に対する支援体制の強化に取り組み、この学生サポーターの養成や技術向上、卒業後の社会的活用を目指して、平成29年度より学内資格「島根大学障がい者支援技能士」を制定している。指定授業の成績優秀、社会活動の経験等の要件を満たした学生に資格認定証を発行しており、資格認定者は令和3年度末時点で累計74名となっている。</p> <p>【分析項目4-2-5】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的困難に直面している学生のために「緊急学生一時金制度」を島根大学支援基金の事業として令和2年度に新設した。一時金の創設にあたっての寄附目標額は3,000万円としたが、3,700万円を上回る額の寄附があり、それを主な原資として、1人30,000円の支援を、延べ1,265人に対して迅速に行うことができた（合計37,950,000円）。この制度を継続して学生への経済的支援を行っている（令和3年度延べ568名への支援）。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッションポリシー（入学者受入方針）		
	5-1-1-02 法文学部アドミッションポリシー		
	5-1-1-03 教育学部アドミッションポリシー		
	5-1-1-04 人間科学部アドミッションポリシー		
	5-1-1-05 医学部医学科アドミッションポリシー		
	5-1-1-06 医学部看護学科アドミッションポリシー		
	5-1-1-07 総合理工学部アドミッションポリシー		
	5-1-1-08 生物資源科学部アドミッションポリシー		
	5-1-1-09 人間社会科学部アドミッションポリシー		
	5-1-1-10 教育学研究科アドミッションポリシー		
	5-1-1-11 医学系研究科アドミッションポリシー		
	5-1-1-12 自然科学研究科博士前期課程アドミッションポリシー		
5-1-1-13 自然科学研究科博士後期課程アドミッションポリシー			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	5-2-1-01 入学者受入委員会規程			
	5-2-1-02 教育・学生支援本部大学教育センター規程		第3条第1項第3号	
	5-2-1-51 法文学部入学試験委員会規程			
	5-2-1-52 教育学部企画運営会議規程		第3条第1項第3号	
	5-2-1-53 人間科学部常置委員会規程		別表	
	5-2-1-54 医学部入学試験管理委員会規程			
	5-2-1-55 医学部入学試験管理委員会に置く専門部会に関する規程			
	5-2-1-56 総合理工学部入学試験委員会規程			
	5-2-1-57 生物資源科学部アドミッション委員会規程			
	5-2-1-58 大学院人間社会科学部研究科運営委員会規程		第3条第1項第1号	
	1-3-2-10 島根大学大学院医学系研究科教授会規則		第3条第1項第1号	再掲
	1-3-2-11 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻博士課程委員会規程			再掲
	1-3-2-12 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻博士課程小委員会規程			再掲
	1-3-2-13 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻修士課程委員会規程			再掲
	1-3-2-14 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻修士課程小委員会規程			再掲
	1-3-2-15 島根大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程			再掲
	1-3-2-16 島根大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程			再掲
	5-2-1-59 大学院自然科学研究科博士後期課程入学試験委員会規程			
	5-2-1-60 大学院自然科学研究科博士前期課程入学試験委員会規程			
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等			
	5-2-1-03 (全学) 令和4年度島根大学入試個別学力試験【前期日程】(非公表)			
	5-2-1-04 (法文学部) 令和4年度入試(前期日程)実施要項(非公表)			
	5-2-1-05 (教育学部) 令和4年度入試(前期日程)実施要項(非公表)			
	5-2-1-06 (人間科学部) 令和4年度入試(前期日程)実施要項(非公表)			
5-2-1-07 (医学部) 令和4年度入学者選抜試験実施要領(前期日程)(専門高校・総合学科卒業生選抜)(後期日程)(非公表)				

5-2-1-08 (総合理工学部) 令和4年度入試(前期日程)実施要項(非公表)		
5-2-1-09 (生物資源科学部) 令和4年度入試(前期日程)実施要項(非公表)		
5-2-1-10 (全学) 令和4年度島根大学入試個別学力試験【後期日程】(非公表)		
5-2-1-11 (法文学部) 令和4年度入試(後期日程)実施要項(非公表)		
5-2-1-12 (教育学部) 令和4年度入試(後期日程)実施要項(非公表)		
5-2-1-13 (人間科学部) 令和4年度入試(後期日程)実施要項(非公表)		
5-2-1-14 (総合理工学部) 令和4年度入試(後期日程)実施要項(非公表)		
5-2-1-15 (生物資源科学部) 令和4年度入試(後期日程)実施要項(非公表)		
5-2-1-16 (全学) 令和4年度島根大学入試総合型選抜Ⅰ「へるん入試」実施要項(非公表)		
5-2-1-17 (法文学部) 令和4年度入試(総合型選抜Ⅰ「へるん入試」社会人選抜 帰国者選抜)実施要項(非公表)		
5-2-1-18 (教育学部) 令和4年度入試(総合型選抜Ⅰ「へるん入試」及び総合型選抜Ⅱ)実施要項(非公表)		
5-2-1-19 (人間科学部) 令和4年度入試(総合型選抜Ⅱ)実施要項(非公表)		
5-2-1-20 (総合理工学部) 令和4年度入試(総合型選抜Ⅰ「へるん入試」)実施要項(非公表)		
5-2-1-21 (生物資源科学部) 令和4年度入試(総合型選抜Ⅰ「へるん入試」 帰国生選抜)実施要項(非公表)		
5-2-1-22 (法文学部) 令和4年度3年次編入学試験実施要項(非公表)		
5-2-1-23 (医学部) 令和4年度学士入学実施要領1次【コロナのため実施無し】(非公表)		
5-2-1-24 (医学部) 令和4年度学士入学実施要領2次(非公表)		
5-2-1-25 (生物資源科学部) 令和4年度3年次編入学試験実施要項(非公表)		
5-2-1-26 (人間社会科学研究科) 令和4年度研究科入試実施要項(第1次)(非公表)		
5-2-1-27 (人間社会科学研究科) 令和4年度研究科入試実施要項(社会創成専攻第2次)(非公表)		
5-2-1-28 (教育学研究科) 令和4年度研究科入試実施要項(Ⅰ期)(非公表)		
5-2-1-29 (教育学研究科) 令和4年度研究科入試実施要項(Ⅱ期)(非公表)		
5-2-1-30 (総合理工学部) 令和4年度3年次編入学試験実施要項(非公表)		
5-2-1-31 (医学系研究科) 令和4年度研究科入試実施要項(推薦)(非公表)		
5-2-1-32 (医学系研究科) 令和4年度研究科入試実施要項(第1次)(非公表)		
5-2-1-33 (自然科学研究科) 令和4年度研究科入試(博士前期)実施要項(推薦)(非公表)		
5-2-1-34 (自然科学研究科) 令和4年度研究科入試(博士前期)実施要項(一般)(非公表)		

5-2-1-35 (自然科学研究科) 令和4年度研究科入試(博士前期)実施要項(第2次)(非公表)		
5-2-1-36 (自然科学研究科) 令和4年度研究科入試(博士前期)実施要項(第3次)(非公表)		
5-2-1-37 (自然科学研究科) 令和4年度研究科入試(博士後期)実施要項(非公表)		
5-2-1-38 (自然科学研究科) 令和4年度研究科入試(博士後期)実施要項(第2次)(非公表)		
5-2-1-39 (自然科学研究科) 令和4年度研究科入試(博士後期)実施要項(第3次)(非公表)		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料(面接要領等)		
5-2-1-40 入試における面接試験の実施について(非公表)		
5-2-1-41 入試業務従事者の取扱いに関する申合せ(非公表)		
5-2-1-42 令和4年度個別島根大学個別学力試験(前期日程・後期日程)におけるリスク管理対応(松江キャンパス)(非公表)		
5-2-1-43 令和4年度島根大学個別学力試験(前期日程・後期日程)におけるリスク管理対応(出雲キャンパス)(非公表)		
5-2-1-44 令和4年度入試 島根大学特別選抜(総合型・社会人・帰国生)におけるリスク管理対応(松江キャンパス)(非公表)		
5-2-1-45 令和4年度入試 島根大学特別選抜(学校推薦型)におけるリスク管理対応(出雲キャンパス)(非公表)		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-46 令和5年度入学者選抜における学力試験実施教科・科目等について		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料	
5-2-1-01 入学者受入委員会規程		再掲
5-2-1-51 法文学部入学試験委員会規程		再掲
5-2-1-52 教育学部企画運営会議規程	第3条第1項第3号	再掲
5-2-1-53 人間科学部常置委員会規程	別表	再掲
5-2-1-54 医学部入学試験管理委員会規程		再掲
5-2-1-55 医学部入学試験管理委員会に置く専門部会に関する規程		再掲
5-2-1-56 総合理工学部入学試験委員会規程		再掲
5-2-1-57 生物資源科学部アドミッション委員会規程		再掲
5-2-1-58 大学院人間社会科学部研究科運営委員会規程	第3条第1項第1号	再掲

1-3-2-10 島根大学大学院医学系研究科教授会規則	第3条第1項第1号	再掲
1-3-2-11 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻博士課程委員会規程		再掲
1-3-2-12 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻博士課程小委員会規程		再掲
1-3-2-13 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻修士課程委員会規程		再掲
1-3-2-14 島根大学大学院医学系研究科医科学専攻修士課程小委員会規程		再掲
1-3-2-15 島根大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程		再掲
1-3-2-16 島根大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程		再掲
5-2-1-59 大学院自然科学研究科博士後期課程入学試験委員会規程		再掲
5-2-1-60 大学院自然科学研究科博士前期課程入学試験委員会規程		再掲
2-2-3-01 「内部質保証に関する規程」に基づく学生受入に関する自己点検・評価実施要領一令和3年度実施用一（非公表）		再掲
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-02 第1回島根大学入試改革協議会議事概要・資料（非公表）		
5-2-2-03 第2回島根大学入試改革協議会議事概要・資料（非公表）		
5-2-2-04 第159回教育研究評議会議事要録・該当資料（非公表）	議題3	
5-2-2-05 第165回教育研究評議会議事要録・該当資料（非公表）	議題5	
5-2-2-06 第171回教育研究評議会議事要録・該当資料（非公表）	報告事項9	
5-2-2-07 第172回教育研究評議会議事要録・該当資料（非公表）	議題3	
5-2-2-08 島根大学総合型選抜「へるん入試」解説書		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目5-2-2]
 本学関係者に加えて中国地区5県の公立高等学校長協会の会長及び教育委員会関係者に参画いただき「島根大学入試改革協議会」を平成27年9月7日に設置（令和3年10月1日廃止）し、平成27年11月6日及び平成28年10月25日の2回会議を開催し、本学の入学者選抜方法の改革と高大接続事業の改革について学外委員と協議を行い、入試改革の方向性を確認した。（議事概要添付）
 これを受けて、学内委員で構成する「教育・入試改革特別委員会」（平成27年9月7日設置、令和3年10月1日廃止）で「島根大学の新しい入試」の原案を作成し、教育研究評議会に提案した。教育研究評議会においては4回に亘って議論された結果（議事要旨・資料添付）、「へるん入試®」（へるん入試解説書添付）の導入へと繋げたものである。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

[活動取組 5-2-A] 令和3年度入学者選抜試験から、一部の学部を除き、「学力の3要素」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえつつ、アドミッション・ポリシーに沿って、大学での学びに必要な特定の領域・事象に対する強い知的好奇心と探究心を重視した育成型・総合型選抜である「へるん入試®」を実施している。	5-2-A-01 育成型入試「へるん入試」について		
	5-2-A-02 島根大学総合型選抜「へるん入試」パンフレット		
	5-2-A-03 令和4年度総合型選抜「へるん入試」募集人員		

る。この特徴的な選抜は朝日新聞「EduA（令和3年9月号）」や、リクルート「キャリアガイダンス（令和3年10月号）」に掲載されるなど全国的にも注目を集めている。

[5-2-A-04 朝日新聞「EduA（令和3年9月号）」記事（非公表）](#)

[5-2-A-05 リクルート「キャリアガイダンス（令和3年10月号）」記事（非公表）](#)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 入学定員を大幅に下回る状況に対して適正化を図る取組【大学院自然科学研究科（博士後期課程）】（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
・ 大学院自然科学研究科（博士後期課程）においては、過去3年間の入学定員に対する実入学者数の割合の平均が「大幅に下回る」状況となっている。改善に向けた取組として、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導く事業を開始した。この事業は「島根大学高度人材育成プロジェクト(略称：S-SPRING)」として、JST次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～の事業として採択され、地域・日本・世界が直面する様々な課題を解決するとともに、日本の持続的な社会構築に向けて将来の知的基盤社会を先導する博士人材の育成を目的とし、令和3年度から実施している。優秀な学生に経済的支援を行い研究に専念できる環境を用意しつつ、企業等で求められるスキルを身につけさせるため、博士後期課程相当の学生に給付型の支援経費（生活費相当額及び研究費）を支給している。			

領域6 基準の判断 総括表

島根大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	法文学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	人間科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
04	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
05	総合理工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
06	生物資源科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
07	大学院人間社会科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	令和3年4月新設 基準6-8は修了生がいないため、該当なし
08	大学院教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	大学院医学系研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
10	大学院自然科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-8-1] 総合理工学部では、以前から留年率が高いことが学部の大きな課題であった。2010年度以前の留年率は30%の半ばで推移していた。留年率の改善のためには、指導教員、授業担当教員によるきめ細やかな指導が必要であることから、構成員で課題を共有し、改善の取り組みを行ってきたが、思うような効果を得ることができなかった。そこで、2010年度からメンターによるサポート体制を構築し、学生(上級生)による支援を開始した。このことにより、2010年代半ばから留年率は改善が見られ、最近では以前より10%以上低い約20%で推移している。 また、特定の科目で成績評価が厳しいことも留年率が高い原因として考えられることから、成績評価が適正な範囲で行われているか点検を行い、特定の科目で単位が取れないといった問題を解消する取り組みも行っている。 以上の取り組みにより、学部での対策も順調に効果がみられており、今後90%に達することが可能であると考えている。</p>			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	2-3-1-25 人間社会科学研究科3ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-1-1】 社会創成専攻においてはコース単位で、臨床心理学専攻においては専攻単位で、それぞれ異なる修士の学位を設定しているため、研究科全体のDPの下に専攻・コース単位のDPをそれぞれ体系的に配している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第16条の2	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	2-3-1-25 人間社会科学研究科3ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第8条, 第9条, 別表I	
	6-3-1-02 (07)令和4年度人間社会科学研究科授業科目一覧		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-03 (07)法政コースカリキュラム・ツリー		
	6-3-1-04 (07)地域経済コースカリキュラム・ツリー		
	6-3-1-05 (07)人文社会コースカリキュラム・ツリー		
	6-3-1-06 (07)健康・行動科学コースカリキュラム・ツリー		
	6-3-1-07 (07)臨床心理学専攻カリキュラム・ツリー		
	6-3-1-08 (07)法政コースカリキュラムマップ		
	6-3-1-09 (07)地域経済コースカリキュラムマップ		
	6-3-1-10 (07)人文社会コースカリキュラムマップ		
	6-3-1-11 (07)健康・行動科学コースカリキュラムマップ		
6-3-1-12 (07)臨床心理専攻カリキュラムマップ			
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	2-3-1-09 シラバス		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第20条, 第24条, 第24条の2, 第37条	再掲
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第13条, 第17条～第19条	再掲
	6-3-3-01 (07)人間社会科学研究科学生交流取扱要項		
	6-3-3-02 (07)人間社会科学研究科における入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項		

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第17条	再掲
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第11条	再掲
	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則		
	6-3-4-02 (07)令和4年度履修の手引（人間社会科学研究科）	P9	
	6-3-4-03 (07)大学院人間社会科学研究科における主指導教員及び副指導教員の選定に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則	第2条	再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金支給要項		
	6-3-4-04 (07)「インターディシプリナリー・コミュニケーション・セッションII」シラバス		
	6-3-4-05 (07)大学院人間社会科学研究科早期修了資格認定の基準		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第14条	再掲
	6-3-4-06 (07)「公共政策実践演習」シラバス		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-02 (00)「研究と倫理」シラバス		
	6-3-4-03 (00)研究倫理eラーニングコース受講方法の案内		
	6-3-4-04 (00)研究倫理教育について		
	6-3-4-05 (00)研究倫理教育ポスター		
・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料			
6-3-4-07 (07)ティーチングアシスタントの選考について			

<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)令和4年度学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)令和4年度学年暦 ・シラバス 2-3-1-09 シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 2-3-1-09 シラバス 6-3-1-02 (07)令和4年度人間社会科学研究科授業科目一覧		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (07)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 2-3-1-09 シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 1-3-1-02 島根大学大学院学則 6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第19条 第7条	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-2] 本学では、2019年度から学年暦を変更し、学生の主体的学修の推進と教育の質の向上のため、また、夏季休業中の課外活動や学習を促進するために、これまで90分×15週で実施していた授業を100分×14週で実施している。 学年暦の変更に伴い、前期の授業期間終了後の4週間はフレックスタームを設定している。フレックスタームの第1週は定期試験を実施し、フレックスタームと夏季休業期間を合わせたギャップタームにおいては、集中講義や実験・実習などのほか、この期間を活用して学生が自ら計画する次のような正課外の活動に積極的に参加することが可能となり、自主的な学習を促進する期間となっている。</p> <p>ギャップタームにおける正課外活動例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期（中期）の海外留学派遣【国際交流の活性化】 ・長期インターンシップの実施【キャリア活動への積極的参加】 ・地域教育の充実【地域課題解決能力の向上】 ・補完教育による学習支援【基礎学力の向上】 			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (07)履修指導の実施状況		
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第11条	再掲
	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則	第2条	再掲
	6-3-4-03 (07)大学院人間社会科学研究科における主指導教員及び副指導教員の選定に関する申合せ		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (07)学修相談の実施状況		
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第11条	再掲
	6-3-4-03 (07)大学院人間社会科学研究科における主指導教員及び副指導教員の選定に関する申合せ		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	6-5-3-01 (07)「インターンシップ」の履修等に関する申合せ		
	6-5-3-02 (07)大学院人間社会科学研究科における認証アーキビスト養成プログラムに関する規程		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (07)「インターンシップ」の履修等に関する申合せ		再掲

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度について [制度と心得]		
	6-5-4-02 (00)チューター配属状況		
	6-5-4-03 (00)留学生オリエンテーション（日本語）		
	6-5-4-04 (00)島根大学 国際センターホームページ記事		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)Campus Guidebook 2022	P12~P18	
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-06 (00)履修上特別な支援を要する学生に係る支援実績（大学院生）		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)島根大学日本語補講クラス最新インフォメーション（大学HP）		
6-5-4-08 (00)日本語補講2021 受講者数			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-06 (00)履修上特別な支援を要する学生に係る支援実績（大学院生）		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第18条の2	再掲
	2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	2-3-1-09 シラバス	授業評価の方法及びその基準	再掲
	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)令和4年度学生関係規則集	P19~20, P158~159	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-3-4-02 (07)令和4年度履修の手引(人間社会科学研究科)	P9, P16	再掲
	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (07)成績評価の分布		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (07)人間社会科学研究科運営委員会議題・報告事項一覧		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第11条	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		再掲
	6-6-4-01 (07)大学院人間社会科学研究科における成績評価に対する不服申し立てに関する取扱要領		
	6-6-4-02 (07)大学院人間社会科学研究科における成績評価に対する不服申し立てに関する申合せ		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)法人文書管理規則	別表第1	
	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則	第8条	再掲
6-6-4-03 (07)大学院人間社会科学研究科における授業実施及び成績評価に関する申合せ			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3] 令和4年6月8日(水)開催の人間社会科学研究科運営委員会議題3「人間社会科学研究科における授業実施と成績評価に関する申合せについて」の中で、令和3年度開講科目の成績分布について確認を行った。「大学院人間社会科学研究科における授業実施及び成績評価に関する申合せ」に基づき、授業の性質や受講生数を考慮のうえ成績評価分布を精査した結果、問題のある科目は無いことを確認した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条	再掲
	6-3-1-01 (07)大学院人間社会科学研究科規則	第12条, 第20条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-01 (00)島根大学学位規則	第3条	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則		再掲
	6-7-2-01 (07)人間社会科学研究科修士論文審査基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条	再掲
	6-7-1-01 (00)島根大学学位規則	第3条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則	第5条	再掲
	2-3-1-45 人間社会科学研究科学生の修了の認定に関する申合せ		再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-4-02 (07)令和4年度履修の手引（人間社会科学研究科）	P10, P17~P18	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則		再掲
	6-7-2-01 (07)人間社会科学研究科修士論文審査基準		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (07)学位規則人間社会科学研究科細則	第4条	再掲
・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-7-4] 人間社会科学研究所は令和3年度開設のため、教授会等での審議状況等の該当資料なし。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の様子（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1] ~ [分析項目6-8-5] 人間社会科学研究所は令和3年度開設のため、分析できない。よって、該当なしとする。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	2-3-1-31 教育学研究科3ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 1-3-1-02 島根大学大学院学則	第16条の2	再掲
	2-3-1-31 教育学研究科3ポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 2-3-1-31 教育学研究科3ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	2-3-1-60 大学院教育学研究科規則	別表第1	再掲
	6-3-1-01 (08)教育課程等一覧(教職大学院)		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	2-3-1-46 大学院教育学研究科カリキュラムマップ		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	2-3-1-47 大学院教育学研究科カリキュラムツリー		再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	2-3-4-01 島根大学教職大学院認証評価結果		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	2-3-1-09 シラバス		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-01 (08)自己評価書(平成30年6月教員養成評価機構提出)		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第20条, 第24条, 第24条の2, 第37条	再掲
2-3-1-60 大学院教育学研究科規則	第10条	再掲	
6-3-3-01 (08)大学院教育学研究科における入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項			

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 		
	2-3-1-60 大学院教育学研究科規則	別表第1	再掲
	6-3-1-01 (08)教育課程等一覧(教職大学院)		再掲
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
	6-3-5 01 (08)山陰教師教育コンソーシアム規約及び協議会要項		
6-3-5 02 (08)開催実績等連携協力推進協議会議題等			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)令和4年度学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)令和4年度学年暦 ・シラバス 2-3-1-09 シラバス		再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 2-3-1-09 シラバス 2-3-1-28 令和4年度教育学研究科履修の手引		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (08)教育上主要と認められる科目 ・シラバス 2-3-1-09 シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定 6-4-5-01 (08)教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項	第2条	
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 1-3-1-02 島根大学大学院学則 2-3-1-60 大学院教育学研究科規則	第19条 第6条	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料 6-4-8-01 (08)連携協力校一覧表 6-4-8-02 (08)令和3年度実習先一覧(実習部門)		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>[分析項目6-4-2] 本学では、2019年度から学年暦を変更し、学生の主体的学修の推進と教育の質の向上のため、また、夏季休業中の課外活動や学習を促進するために、これまで90分×15週で実施していた授業を100分×14週で実施している。 学年暦の変更に伴い、前期の授業期間終了後の4週間はフレックスタームを設定している。フレックスタームの第1週は定期試験を実施し、フレックスタームと夏季休業期間を合わせたギャップタームにおいては、集中講義や実験・実習などのほか、この期間を活用して学生が自ら計画する次のような正課外の活動に積極的に参加することが可能となり、自主的な学習を促進する期間となっている。</p> <p>ギャップタームにおける正課外活動例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期(中期)の海外留学派遣【国際交流の活性化】 ・長期インターンシップの実施【キャリア活動への積極的参加】 ・地域教育の充実【地域課題解決能力の向上】 ・補完教育による学習支援【基礎学力の向上】 		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>		
<p>[活動取組 6-4-A]教職大学院の設置を機に、大学と地域が一体となり、島根・鳥取両県教育委員会と大学が協働で「山陰教師教育コンソーシアム」を設立した。教員養成に係る連携のほか、デマンド・サイドの意見・ニーズを教職大学院の教育課程に反映する体制とするとともに、教職大学院の外部評価機関としての機能も整備している。また、現職教員研修プログラムを開発し、教職大学院との単位互換を図るなど体系的な研修制度を構築することで、教員の「養成」から「採用」その後のスキルアップとなる「研修」に至るまで、教員のキャリアを生涯にわたって支援する活動を展開している。この取組は平成30年度に文部科学省の「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～」で取り上げている。連携協力校には、県内のみならず鳥取県内の学校も加え、島根県・鳥取県両教育委員会、松江市教育委員会、及び派遣校校長から構成される「教職大学院教育活動評価委員会」を通して共通理解を図り、山陰唯一の教員養成機関として実習を行っている。</p>	<p>2-3-1-06 令和3年度山陰教師教育コンソーシアム連携協力推進協議会資料</p> <p>6-4-A-01 (08)国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～</p>	<p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (08)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (08)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-08 障がい学生支援室令和2年度年報（5年間の評価報告書）		再掲
	6-5-4-06 (00)履修上特別な支援を要する学生に係る支援実績（大学院生）		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-4-08 障がい学生支援室令和2年度年報（5年間の評価報告書）		再掲
6-5-4-06 (00)履修上特別な支援を要する学生に係る支援実績（大学院生）		再掲	
6-5-4-01 (08)サテライト教室の利用実績			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第18条の2	再掲
	2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		再掲
	6-4-5-01 (08)教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項	第3条～第5条, 第8条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	2-3-1-09 シラバス	授業評価の方法及びその基準	再掲
	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)令和4年度学生関係規則集	P19～20, P158～159	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	2-3-1-28 令和4年度教育学研究科履修の手引	P17～18	再掲
	・ 成績評価の分布表		
	2-3-1-32 成績評価の分布表（教育学研究科）（非公表）		再掲
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (08)専任会議資料		
	・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		再掲
	6-4-5-01 (08)教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項	第3条～第5条, 第8条	再掲
	2-3-1-30 教育学研究科における成績評価に対する不服申し立てに関する取扱要領		再掲
	2-3-1-28 令和4年度教育学研究科履修の手引	P64～66	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-01 (00)法人文書管理規則	別表第1		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条第4項	再掲	
	2-3-1-60 大学院教育学研究科規則	第9条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条第4項	再掲	
	6-7-1-01 (00)島根大学学位規則	第4条		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-4-5-01 (08)教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項	第6条～第8条, 別表	再掲	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条第4項	再掲	
	6-7-1-01 (00)島根大学学位規則	第4条	再掲	
	1-3-2-09 島根大学大学院教育学研究科教授会規則	第2条第1項	再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	2-3-1-28 令和4年度教育学研究科履修の手引	P14～P19	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-01 (08)研究科教授会議事録			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	6-4-5-01 (08)教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項	第6条～第8条, 別表	再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	6-4-5-01 (08)教職大学院の授業科目の履修及び成績評価等に関する取扱要項	第6条～第8条, 別表	再掲	
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (08)資格の取得者数		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (08)修了生の業績		
	6-8-1-03 (08)教職大学院生受賞記事(令和3年度)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0512/0512-GS01-02-01.html	大学ポートレート	
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (08)学生へのアンケート調査結果		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (08)修了生からの意見聴取等資料(令和元年度実施)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (08)修了生の勤務先からのアンケート調査結果資料(令和元年度実施)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	2-3-1-39 自然科学研究科前期3ポリシー		再掲
	2-3-1-40 自然科学研究科後期3ポリシー		再掲
	6-1-1-01 (10)学位について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1] 自然科学研究科博士後期課程では広範な自然科学分野の知識を基に、理学と工学の融合により高度な専門知識・技術を身に付けること等、人材育成目標をディプロマポリシーに定めている。授与する学位（「理学」または「工学」）に関しては入学時に研究テーマを定める際に目指す学位も決めることとしている。ホームページにおいて研究分野ごとにどの学位が取得可能か明示しており、在学生だけでなく、入学を考えている学生にも参考に出来る体制を取っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第16条の2	再掲
	6-2-1-01 (10)教育指導の基本方針 前期課程		
	6-2-1-02 (10)教育指導の基本方針 後期課程		
	2-3-1-39 自然科学研究科前期3ポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	2-3-1-39 自然科学研究科前期3ポリシー		再掲
	2-3-1-40 自然科学研究科後期3ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則	別表1~4	再掲
	6-3-1-02 (10)科目一覧		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-03 (10)自然科学研究科カリキュラムツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	2-3-1-48 自然科学研究科カリキュラムマップ		再掲
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	2-3-1-09 シラバス		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第20条, 第24条, 第24条の2, 第37条	再掲
	2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則	第18条, 第19条	再掲
	6-3-3-01 (10)大学院自然科学研究科学生交流要項		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-02 (10)大学院自然科学研究科における入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項		
	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第17条	再掲
	2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則	第15条, 第16条	再掲
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
6-3-4-01 (10)大学院自然科学研究科博士前期課程における研究指導の方法及び内容に関する取扱要項			
6-3-4-02 (10)大学院自然科学研究科博士後期課程における研究指導の方法及び内容に関する取扱要項			
・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料			

6-3-4-01 (00)大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金支給要項		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-3-01 (10)大学院自然科学研究科学生交流要項		再掲
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-02 (00)「研究と倫理」シラバス		
6-3-4-03 (00)研究倫理e ラーニングコース受講方法の案内		
6-3-4-04 (00)研究倫理教育について		
6-3-4-05 (00)研究倫理教育ポスター		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-03 (10).R3ティーチングアシスタント実績		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>6-3-4-04 (10).R3リサーチアシスタント実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)令和4年度学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)令和4年度学年暦 ・シラバス 2-3-1-09 シラバス		再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 2-3-1-09 シラバス 6-3-1-02 (10)科目一覧		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (10)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 2-3-1-09 シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 1-3-1-02 島根大学大学院学則 2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則	第19条 第10条	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-2] 本学では、2019年度から学年暦を変更し、学生の主体的学修の推進と教育の質の向上のため、また、夏季休業中の課外活動や学習を促進するために、これまで90分×15週で実施していた授業を100分×14週で実施している。 学年暦の変更に伴い、前期の授業期間終了後の4週間はフレックスタームを設定している。フレックスタームの第1週は定期試験を実施し、フレックスタームと夏季休業期間を合わせたギャップタームにおいては、集中講義や実験・実習などのほか、この期間を活用して学生が自ら計画する次のような正課外の活動に積極的に参加することが可能となり、自主的な学習を促進する期間となっている。</p> <p>ギャップタームにおける正課外活動例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期(中期)の海外留学派遣【国際交流の活性化】 ・長期インターンシップの実施【キャリア活動への積極的参加】 ・地域教育の充実【地域課題解決能力の向上】 ・補完教育による学習支援【基礎学力の向上】 			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (10)履修指導の実施状況		
	2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則	第15条, 第16条	再掲
	6-5-1-01 (10)「研究計画」「プログレスレポート」		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (10)学習相談の実施状況		
	2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則	第15条, 第16条	再掲
	6-5-1-01 (10)「研究計画」「プログレスレポート」		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (10)「特別実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度について [制度と心得]		
	6-5-4-02 (00)チューター配属状況		
	6-5-4-03 (00)留学生オリエンテーション (日本語)		
	6-5-4-04 (00)島根大学 国際センターホームページ記事		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (10)2022履修の手引き (英語)		
	6-5-4-05 (00)Campus Guidebook 2022	P12~P18	
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			

4-2-4-08 障がい学生支援室令和2年度年報（5年間の評価報告書）		再掲
6-5-4-06 (00)履修上特別な支援を要する学生に係る支援実績（大学院生）		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)島根大学日本語補講クラス最新インフォメーション（大学HP）		
6-5-4-08 (00)日本語補講2021 受講者数		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
4-2-4-08 障がい学生支援室令和2年度年報（5年間の評価報告書）		再掲
6-5-4-06 (00)履修上特別な支援を要する学生に係る支援実績（大学院生）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第18条の2	再掲
	2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	2-3-1-09 シラバス	授業評価の方法及びその基準	再掲
	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (00)令和4年度学生関係規則集	P19~20, P158~159	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	2-3-1-42 成績評価の分布（自然科学研究科博士前期）（非公表）		再掲
	2-3-1-43 成績評価の分布（自然科学研究科博士後期）（非公表）		再掲
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01 (10)学務・学生委員会議事録		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項		再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則		再掲
	[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 2-3-1-13 成績の評価に関する取扱要項	
	6-6-4-01 (10)自然科学研究科における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 6-6-4-01 (00)法人文書管理規則	別表第1	
	2-3-1-41 大学院自然科学研究科における授業実施と成績評価に関する申合せ		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条	再掲
	2-3-1-49 大学院自然科学研究科規則	第14条, 第22条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条	再掲
	6-7-1-01 (00)島根大学学位規則	第3条	
	6-7-1-01 (10)学位規則自然科学研究科博士前期課程細則	第6条	
	6-7-1-02 (10)学位規則自然科学研究科博士後期課程細則	第20条	
1-3-2-17 島根大学大学院自然科学研究科教授会規則	第3条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-1-01 (10)学位規則自然科学研究科博士前期課程細則		再掲
	6-7-1-02 (10)学位規則自然科学研究科博士後期課程細則		再掲
	6-7-2-01 (10)大学院自然科学研究科博士前期課程学位論文(修士論文)等に係る評価基準		
	6-7-2-02 (10)大学院自然科学研究科博士後期課程学位論文(博士論文)等に係る評価基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 島根大学大学院学則	第42条	再掲
	6-7-1-01 (00)島根大学学位規則	第3条	再掲
	6-7-1-01 (10)学位規則自然科学研究科博士前期課程細則	第6条	再掲
	6-7-1-02 (10)学位規則自然科学研究科博士後期課程細則	第20条	再掲
1-3-2-17 島根大学大学院自然科学研究科教授会規則	第3条	再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (10)令和4年度自然科学研究科履修の手引	P3~P6, P99~P100	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (10)教授会議事録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (10)学位規則自然科学研究科博士前期課程細則		再掲
6-7-1-02 (10)学位規則自然科学研究科博士後期課程細則		再掲	

	6-7-2-01 (10)大学院自然科学研究科博士前期課程学位論文(修士論文)等に係る評価基準		再掲
	6-7-2-02 (10)大学院自然科学研究科博士後期課程学位論文(博士論文)等に係る評価基準		再掲
	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (10)学位規則自然科学研究科博士前期課程細則		再掲
	6-7-1-02 (10)学位規則自然科学研究科博士後期課程細則		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (10)令和3年度専修免許取得者		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (10)論文の採択状況		
	6-8-1-03 (10)受賞状況等		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0512/0512-2X08-02-01.html	大学ポートレート 博士前期課程	
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-01 (10)修了生の活躍(広報しまだい)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (10)修了時調査及びその検討		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (10)修了後一定年限後の意見及びその検討		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (10)就職先からの意見及びその検討		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			